

事務連絡
令和6年4月30日

各高齢者施設等 管理者様
各介護保険サービス事業所 管理者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

喀痰吸引等業務の適正実施について（通知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく喀痰吸引等については、医行為に該当し、不適切な実施により利用者の身体に被害を及ぼす恐れもあることから、都道府県による事業者の登録や従事者の認定のほか、医師、看護師等との適切な連携体制や、施設、事業所内での安全確保等の体制を整備した上での実施が求められています。

今般、県外の介護サービス事業所において、喀痰吸引等を実施するにあたり必要な資格を持たない介護職員が当該行為を実施するなど不適切な事例が発生し、行政処分が行われています（詳細は別添のとおり）。

喀痰吸引等の登録事業者におかれては、今一度、別紙「喀痰吸引等業務の登録基準適合チェックリスト」により、一連の喀痰吸引等業務が適正に実施されているかを自己点検し、正しい喀痰吸引等行為を実施するようご留意願います。

また、今後、喀痰吸引等の実施を検討されている高齢者施設等、介護サービス事業所の皆様におかれましては、添付の資料等により、喀痰吸引等の基準や手続きを十分確認いただいた上で、申請いただきますようお願いいたします。

【参考】

（兵庫県 HP）介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の
手続き・様式について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html



（厚生労働省 HP）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
（厚生労働省第126号）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_hourei_04.html



<担当>
高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

別紙

喀痰吸引等業務の登録基準適合チェックリスト

点検日：令和 年 月 日

点検者：

登録基準チェック内容	適・否	否の場合の改善対応予定
認定特定行為業務従事者認定証又は喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員に喀痰吸引等行為を行わせているか。		
喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受けているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受けることが必要）。		
医師・看護職員が喀痰吸引等行為を必要とする方の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。		
喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を踏まえて作成することが必要）。		
上記の計画書の内容について喀痰吸引等行為を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ているか。		
喀痰吸引等行為の実施状況に関する報告書を対象者ごとに作成して医師に提出しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受ける前には報告書を提出することが必要）。		
喀痰吸引等行為を必要とする方の状態の急変した場合には、速やかに緊急時の医師・看護職員への連絡を行っているか。		
喀痰吸引等行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）について、実施方法等を変更した場合、見直しを行っているか。		
安全確保のため、定期的に医師・看護師等で構成する安全委員会や、職員研修を実施しているか。		
喀痰吸引等行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。		
喀痰吸引等行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。		